14　遺族年金制度の見直し

2024 年 12 月

日本総合研究所特任研究員　高橋俊之

2025 年の年金制度改正に向けた厚生労働省の社会保障審議会年金部会の議論も、終盤です。制度改正の議論について、わかりやすく説明し、皆さんと一緒に考えます。

遺族年金制度の見直しについては、７月 30 日の年金部会で年金局の案が説明され、本連載の第 8 回（8 月 28 日）でも解説しましたが、見直し案の内容に様々な意見があったことから、12 月 10 日の年金部会で、年金局から改めて検討して整理した案が示され、議論が行われましたので、その内容と論点について解説します。

□目次

１．遺族厚生年金の見直し案
（1）遺族厚生年金の男女差の現状
（2）20 代から 50 代に死別した子のない配偶者の遺族厚生年金の男女差の解消
（3）有期給付の拡大に伴う３つの配慮措置
（4）配慮が必要な人に対する継続給付
（5）18 歳未満の子のある配偶者に対する遺族給付の見直し
（6）男女差の解消に伴って中高齢寡婦加算も段階的に廃止
（7）有期給付化は施行日に 40 歳未満の世代で 20 年かけて段階的に進める
2．親と同居する子に対する遺族基礎年金の支給停止規定の見直し
3．遺族年金の受給権があっても老齢年金の繰下げ受給を可能とする見直し
4．寡婦年金、死亡一時金は現状維持とし引き続き検討

１．遺族厚生年金の見直し案

（1）遺族厚生年金の男女差の現状

遺族年金の仕組みや課題については、支給要件に大きな男女差があり、その解消が必要です。男女差の現状について、連載第 8 回と同じ解説を、本稿の冒頭でも改めて触れておきます。

現行の遺族年金制度は、**男性が主たる家計の担い手であった時代の古い給付設計**のままとな

っています。主たる生計維持者を夫と捉え、**夫と死別した妻が就労し生計を立てることが困難**であり、**世帯の稼得能力が喪失した状態が将来にわたり続く**ことが見込まれるといった社会経済状況を背景に、制度設計がされました。

このため、現行制度では、図表 1、図表 2 のとおり、**20 代から 50 代に死別した子のない配偶者に対する遺族厚生年金**は、**妻に対して期限の定めのない終身の給付**が行われており、加えて、受給権取得当時の年齢が 40 歳以上 65 歳未満である場合は、**中高齢寡婦加算**（遺族基礎年金の 4 分の 3 に相当する額）も加算されます。

その後、**平成 16 年の改正**で、**夫の死亡時に 30 歳未満で子を養育していない妻**の遺族厚生年金については、**5 年の有期給付**とされましたが、30 歳以上の場合は、従来どおり無期給付です。

一方で、**夫は就労して生計を立てることが可能**であるという考えの下で、遺族厚生年金の受給権が生じるのは、**55 歳以上での死別に限定**されており、その場合でも、**60 歳未満は支給停止**される仕組みであり、**制度上の大きな男女差**が存在しています。

女性の就業が進み、共働き世帯の増加等の社会経済状況が変化する中で、制度上の男女差を解消していく観点を踏まえると、20 代から 50 代に死別した子のない配偶者に対する遺族厚生年金制度を見直すことが重要です。

図表1

遺族厚生年金の男女の要件の違い（現行）

18歳未満の子のいる場合		**18歳未満の子のいない場合**	
夫（妻が死亡）	**妻**（夫が死亡）	**夫**（妻が死亡）	**妻**（夫が死亡）
（夫）　（子） 遺族厚生年金（夫が55歳以上） 遺族厚生年金（夫が55歳未満） 遺族基礎年金	遺族厚生年金（※） 遺族基礎年金	遺族厚生年金（夫が55歳以上）	遺族厚生年金（※） 中高齢寡婦加算（40～65歳の妻）
※遺族基礎年金は、父子家庭の父に支給される。 ※遺族厚生年金は、妻の死亡時に５５歳未満であった夫には支給されないが、子に支給される。	※30歳前に遺族基礎年金の受給権を失った場合、遺族厚生年金は、その日から５年後までの給付	※妻の死亡時に55歳以上であった夫は、遺族厚生年金の支給対象者となるが、支給は60歳から開始	※夫の死亡時に30歳未満で子のない妻は、遺族厚生年金は５年間の有期給付

図表２　**遺族年金（基礎・厚生）の様々な受給の姿（現行）**

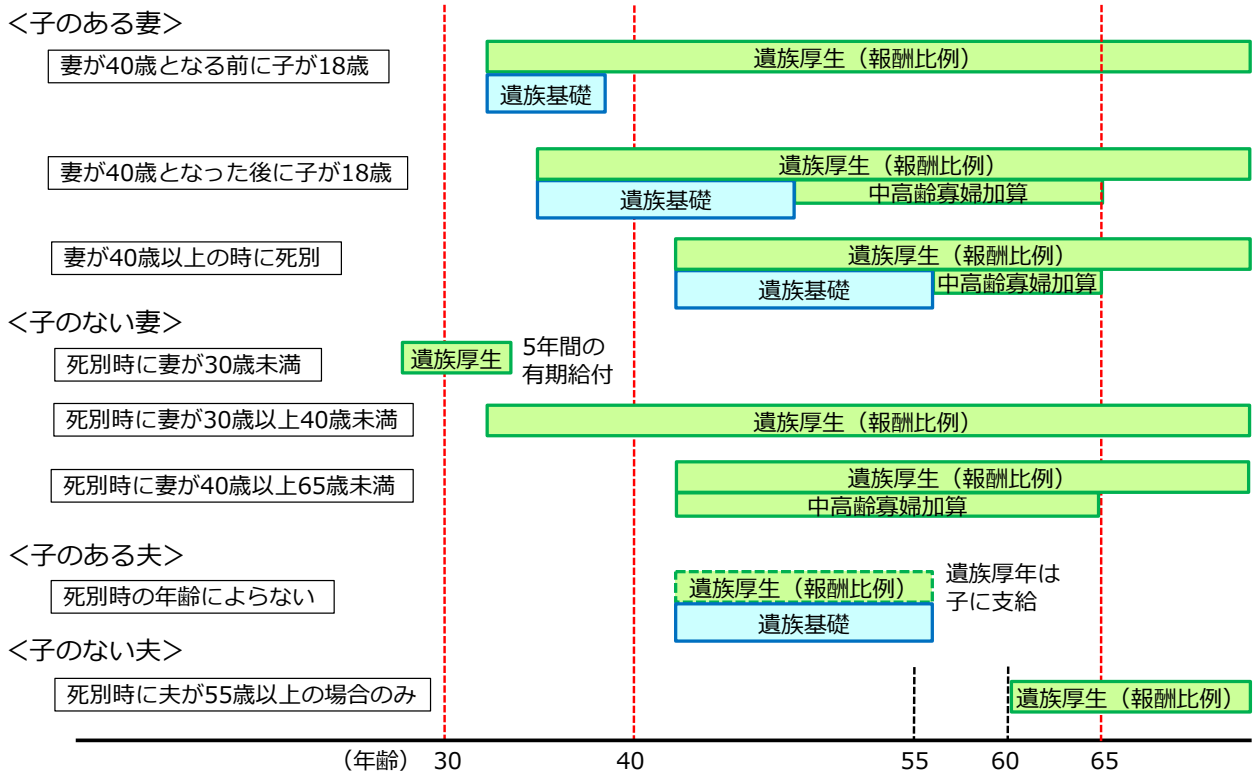

（2）20 代から 50 代に死別した子のない配偶者の遺族厚生年金の男女差の解消

7 月 30 日の年金部会で示された見直し案が、12 月 10 日の年金部会に示された案で一部修正され、これらをまとめると図表３のとおりであり、ポイントは次のとおりです。

①**20 代から 50 代に死別した子のない配偶者に対する遺族厚生年金**を、**「配偶者の死亡といった生活状況の激変に際し、生活を再建することを目的とする原則５年間の有期給付」**と位置付け、年齢要件に係る**男女差を解消**する。

②様々な事情で十分な生活の再建に至っていない人への配慮として、5 年経過以降も、**所得状況・障害の状態に応じて給付を継続**する（**継続給付**）。

③有期給付の拡大に伴い、3 つの**配慮措置（死亡時分割の導入、収入要件の廃止、有期給付加算の創設）**を新たに行う。

④妻の有期給付への移行は、**足下の見直しは 40 歳未満**（現行の 30 歳未満から年齢引上げ）とし、**20 年かけて 60 歳未満に引き上げる。**

⑤18 歳未満の**子がいる配偶者の遺族厚生年金**については、**現行制度の仕組みを維持し、夫にも支給**するとともに、さらに、子が 18 歳到達年度末を迎えて**遺族基礎年金を失権した後から５年間の有期給付**を行う（要件に該当する場合はさらに継続給付）。

⑥**60 歳以降の高齢期の夫婦の一方が死亡したことによって発生する遺族厚生年金**については、**現行制度の仕組みを維持**する。

⑦**施行日前に受給権が発生**している遺族厚生年金については、**現行制度の仕組みを維持**する。

図表３ **20代から50代に死別した子のない配偶者の遺族厚生年金の見直し案**

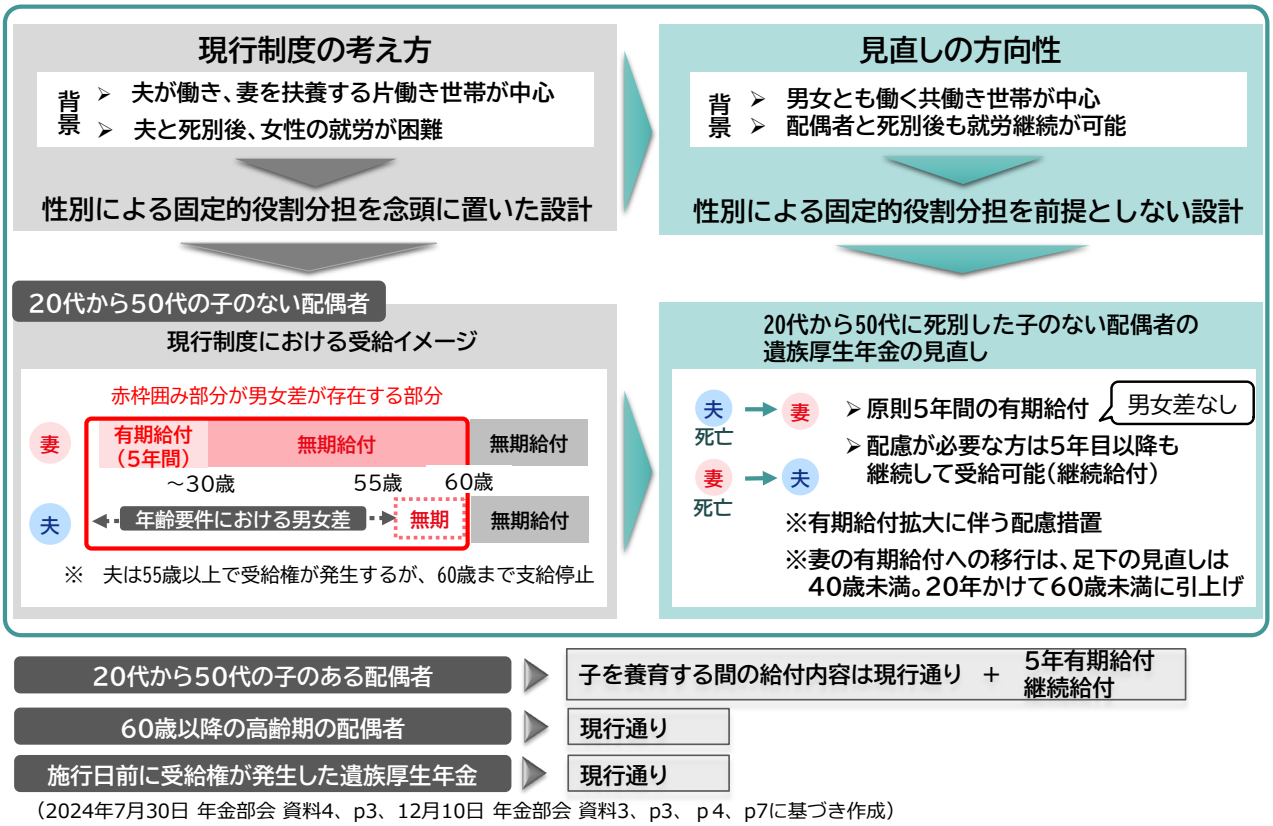

（2024年7月30日 年金部会 資料4、p3、12月10日 年金部会 資料3、p3、 p４、p7に基づき作成）

（3）有期給付の拡大に伴う３つの配慮措置

20 代から 50 代に死別した子のない配偶者に対する遺族厚生年金について、５年間の有期給付とすることにより、**現行制度の期限の定めのない遺族厚生年金と比べれば、受給期間が短く**なります。このため、図表４のとおり、次のような**３つの配慮措置**が講じられます。

① 現行制度の離婚分割の考え方を死別にも拡張して、死亡者との婚姻期間中の厚生年金の被保険者期間に係る標準報酬等を分割する**「死亡時分割」**の制度を導入する。これにより、分割を受けた者の将来の老齢厚生年金額が増加する。

② 現行制度における生計維持要件のうち**「収入要件」を廃止**する。これにより、有期給付の遺族厚生年金の受給対象者が拡大する。

③ 現行制度の遺族厚生年金額（死亡した被保険者の老齢厚生年金の４分の３に相当する額）よりも金額を充実させるための**「有期給付加算」**を設ける。これにより、配偶者と死別直後の生活再建を支援する。

図表４

有期給付の拡大に伴う配慮措置（遺族厚生年金）

① 死亡時分割の導入

・現行制度の離婚分割の考え方を死別にも拡張して、配偶者の死亡に伴う年金記録分割の制度を設ける。
・第3号被保険者である期間は、2分の1で分割する。
・夫婦双方が厚生年金に加入している期間は、按分割合は夫婦の標準報酬月額等の合計の2分の1と定める夫婦間の合意があったものと擬制する。

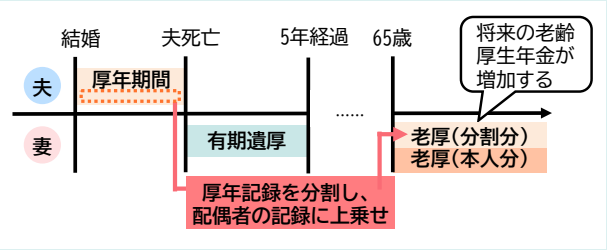

② 収入要件の見直し

・配偶者との死別は生活状況を激変させ、収入の多寡にかかわらず、被保険者の死亡による収入減少の影響を受けることから、激変緩和のための一時的な生活再建の支援を目的として、収入要件を廃止する。

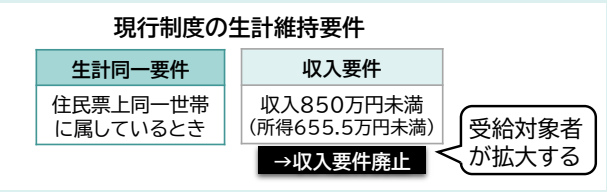

③ 有期給付加算の創設

・配偶者との死別からの生活再建の観点から保障を厚くすることを目的として、有期給付の遺族厚生年金に加算する。
・継続給付の趣旨を勘案し、継続給付を受ける際には、有期給付加算も継続して加算する。

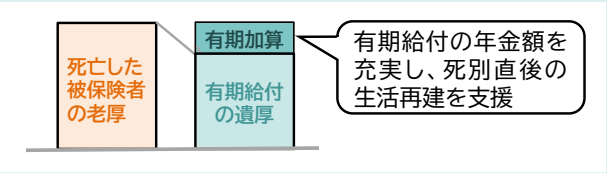

（2024年7月30日 年金部会 資料4、p7、12月10日 年金部会 資料3、p15、p16に基づき作成）

死亡時分割については、離婚時の年金分割は、**婚姻期間中の厚生年金保険料を夫婦が共同で負担したという考え方**に立って、**婚姻期間の厚生年金の保険料納付記録（標準報酬）を分割**する制度です。年金分割が行われた場合は、分割後の標準報酬で算定した**老齢厚生年金**を受給開始年齢から受け取ります。

離婚時分割は、年金記録は個人に帰属するものであって、民法上の財産分与で分割ができないことに替わる措置として、婚姻期間中における夫の厚年加入に対する妻の寄与・貢献を評価し、年金記録の分割の根拠となる規定を年金法上に別個に定めているものです。（夫と妻が逆の場合も同じ）

婚姻期間中における夫の厚年加入に対する妻の寄与・貢献への評価は、離別か死別かの違いで変わるものではないですから、今回の死亡時分割の案は、**離婚時分割の考え方を死別にも拡張**して、**配偶者の死亡に伴う年金記録分割**を年金法上に新設するものです。

離婚時分割では、**夫婦の一方が第３号被保険者である期間**は、２分の１（法定）で分割を行っています。したがって、配偶者の死亡に伴う年金記録分割でも、第３号被保険者である期間は、離婚時分割の考え方を踏襲して**２分の１で分割を行う**としています。

また、離婚時分割では、**夫婦双方が厚年加入している期間**については、夫婦が合意した按分割合で分割を行っていますが、配偶者の死亡に伴う年金記録分割では、配偶者が死亡しているため合意分割の按分割合を定めることができないという特有の事情を考慮し、**按分割合は夫婦**

の標準報酬月額等の合計の２分の１と定める夫婦間の合意があったものと擬制するとしています。

なお、婚姻期間中の加入記録の標準報酬額が、死亡した配偶者よりも遺族配偶者の方が多い場合は、夫婦の記録を合算して２分の１とすると、将来の年金額が減ってしまいますので、死亡時分割は、年金額が増える場合のみ行われる仕組みです。

（4）配慮が必要な人に対する継続給付

12 月 10 日に提示された修正見直し案では、5 年有期化案への懸念があったことを踏まえ、図表 5 のとおり、５年間の有期給付の支給終了後、**様々な事情によって十分な生活の再建に至っておらず、引き続き遺族厚生年金による生活保障の必要性が高い状況にある人**への配慮の観点から、５年間の有期給付終了後も、**所得状況や障害の状態に応じて、遺族厚生年金の支給を継続する「継続給付」**を設ける案が追加されました。

図表5　様々な事情によって十分な生活の再建に至っていない者等に対する継続給付

○５年間の有期給付の支給終了後、様々な事情によって十分な生活の再建に至っておらず、引き続き遺族厚生年金による生活保障の必要性が高い状況にある者への配慮の観点から、５年間の有期給付終了後も、遺族厚生年金の支給を継続。
（対象）・障害年金受給権者（有期給付の支給終了日前に受給権が発生しているもの）で、現に障害の状態にある者
・前年所得に基づいて支給継続を判定する者（全額支給停止となったときから2年が経過したときに失権）
※継続給付は、最長でも自らの老齢厚生年金の受給権が発生する65歳到達時点で失権

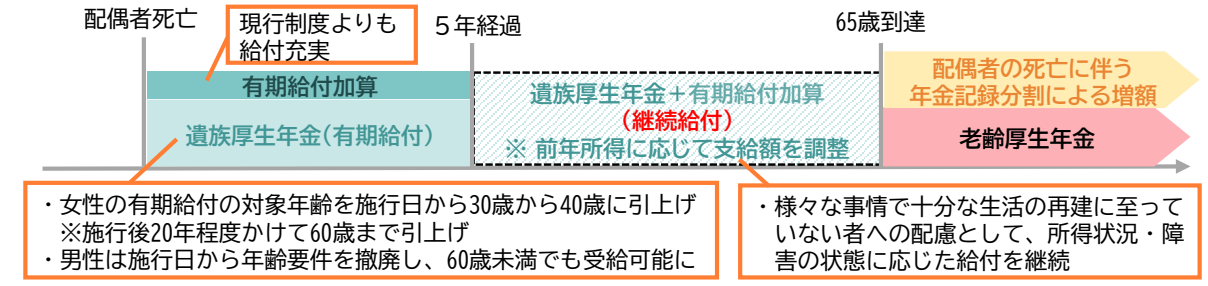

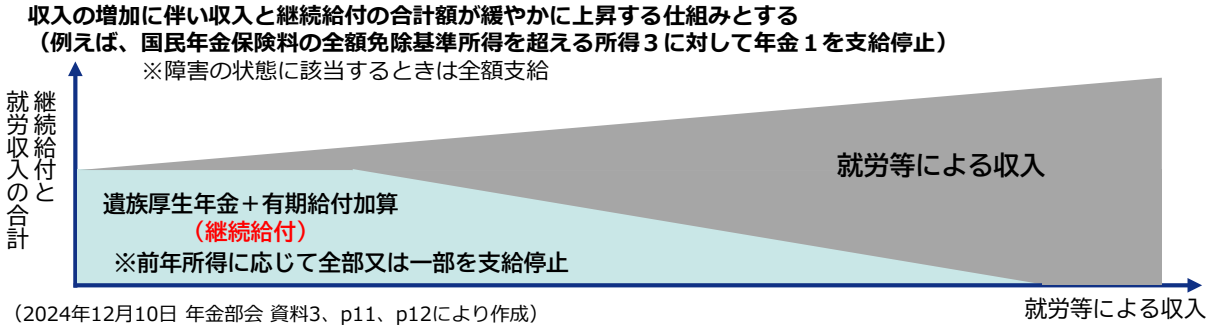

（2024年12月10日 年金部会 資料3、p11、p12により作成）

障害の状態による継続給付については、**障害年金受給権者**（5 年間の有期給付の支給終了日の前に受給権が発生しているものに限る。）で、現に障害の状態にある者が、継続給付の対象者です。

継続給付の額は、障害の状態に該当するときは、**遺族厚生年金の額に新設する有期給付加算を加えた額の全額を支給**するとしています。ただし、**障害厚生年金と遺族厚生年金は、どちらか一方を選択**して受給することになります。認定期間は、障害の状態の原因となる傷病に応じた有期認定期間であり、障害の状態が永久固定の傷病の場合は、再認定は不要です。

次に、**前年所得に基づく継続給付**については、**前年所得が、国民年金保険料の免除基準所得も勘案して設定する基準所得未満であれば全額支給**とし、前年所得が、この基準を超える場合は支給額を調整します。**全額支給停止となったときから２年が経過したときに失権**となります。

前年所得に基づき、当年 10 月から翌年 9 月までの 1 年間を認定期間とし、失権するまで毎年、再認定の判定をする仕組みです。支給額の調整は、就労意欲を損なわないよう、収入の増加に伴い収入と継続給付の合計額が緩やかに上昇する仕組みとし、例えば、**国民年金保険料の全額免除基準所得を超える所得３に対して年金１を支給停止**することなどが考えられるとしています。

夫婦の共働きが一般化している中で、死別後５年で生活再建ができる人も多いと考えますが、病弱の人などで、フルタイムの就労が難しい人や、低賃金で不安定な非正規雇用の人も少なくありません。私は、この連載の第 5 回（5 月 29 日付け）では、有期給付化せずに、男女ともに「**所得による支給停止の要件付きで無期給付**」とする方法を提案しました。その趣旨として、「中高齢の女性の就労環境が一般的には男性よりも厳しいとはいえ、男性でも低賃金で不安定な非正規雇用の人はいますし、女性でも安定的な就労所得を得ている人もたくさんいます。**男女の性別ではなく、十分な所得を得ているかどうかで判断**して、生活再建に至っていない人を対象に、無期給付を継続するという考え方も、一つの考え方ではないでしょうか。この場合は、就労意欲を阻害しないように傾斜をなだらかにすることや、マイナンバー情報連携で前年所得を把握するなど事務の効率化を図ることも、必要だと思います。」と書きました。

今回の年金局の案は、5 年の有期給付と前年所得による継続給付を組み合わせることによって、生活再建に至っていない人を継続して支援する制度となっており、制度としては複雑な仕組みになっていると思いますが、妥当だと思います。

（5）18 歳未満の子のある配偶者に対する遺族給付の見直し

12 月 10 日に提示された修正見直し案では、図表 6 のとおり、18 歳未満の子のある配偶者に対する遺族厚生年金については、**子の 18 歳到達年度末を迎えた後も、引き続き養育費用が必要**であったり、**本格的な就労に向けた準備期間が想定**されることから、**子が 18 歳到達年度末を迎えて遺族基礎年金が失権した後から５年間の有期給付とする案**が示されました。配慮が必要な場合は、その後もさらに継続給付が行われます。

現行制度では、夫の死亡時に 30 歳未満で子のない妻は、遺族厚生年金は５年間の有期給付ですが、子のある妻の場合、遺族基礎年金と遺族厚生年金が妻に支給され、妻の遺族基礎年金が 30 歳前に失権した場合（子の 18 歳年度末到達や死亡等）は、妻の遺族厚生年金は、その失権した日から５年間の有期給付となる仕組みであり、この仕組みを踏襲する案です。

また、現行制度では、先述の図表 1 にあるように、遺族厚生年金は、妻の死亡時に 55 歳未満であった夫には支給されず、子に支給される仕組みですが、今回の見直し案では、施行日から新たに 55 歳未満の子のある夫も遺族厚生年金の給付対象となり、遺族基礎年金と同様、**父子家庭の父に支給**されるように改められます。

図表6

18歳未満の子のある配偶者に対する遺族給付

18歳未満の子のある配偶者に対する遺族厚生年金については、子の18歳到達年度末を迎えた後も、引き続き養育費用が必要であったり、本格的な就労に向けた準備期間が想定されることから、子が18歳到達年度末を迎えて遺族基礎年金失権後から５年間の有期給付とする。

※子のある妻の遺族基礎年金が30歳前に失権した場合は、当該妻の遺族厚生年金は当該失権した日から５年間の有期給付となる現行制度における仕組みを踏襲する。

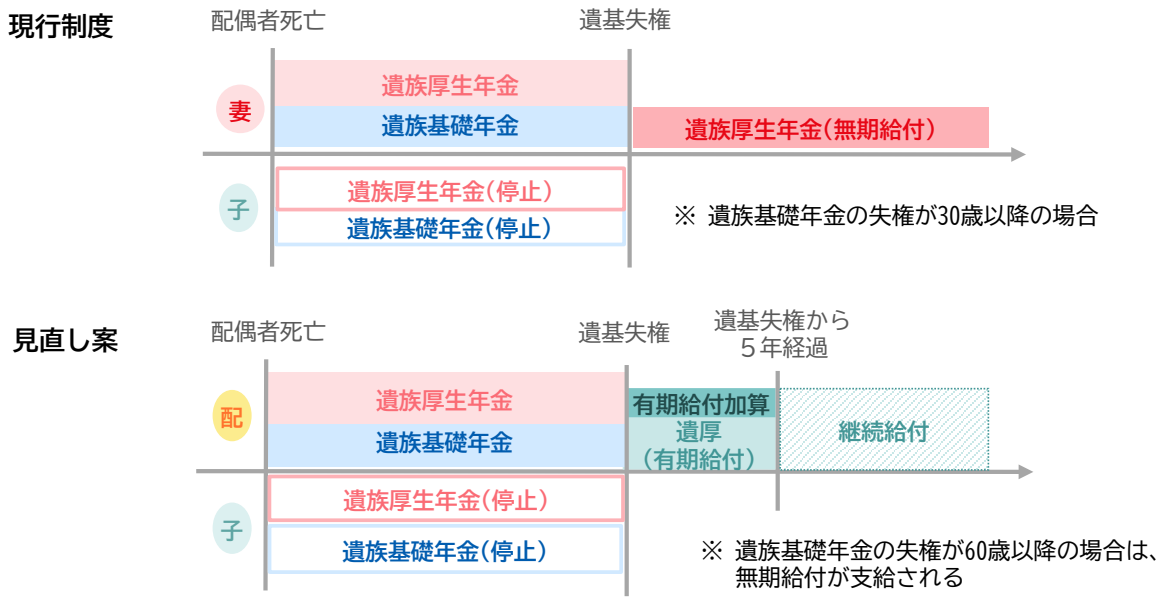

（2024年12月10日 年金部会 資料3、p9、p10より作成）

7月30日の年金部会に示された案では、「20 代から 50 代の配偶者に対する遺族厚生年金は有期給付となるが、有期給付期間の終了後、子の遺族厚生年金が 18 歳到達年度末まで支給されることから、世帯としてみた場合の給付内容は変わらない。」としていました。

これは、子があっても、死別の時点を起算点とした有期給付の5年が適用され、遺族厚生年金の受給権は、死別から5年経過後に親については失権し、その後は子に支給する案でした。

この場合、遺族基礎年金は、子が 18 歳年度末に到達するまで、遺族配偶者（ひとり親家庭の父や母）に支給される一方で、遺族厚生年金は、死別から5年間は、遺族配偶者（ひとり家庭の父や母）に支給されるものの、5年経過後は子への支給に切り替わります。親が子の養育責任を負っているのですし、実務的に切り替えの手間が生じる上に、途中で子に切り替える実益もありませんでした。

また、現行制度では、子が 18 歳年度末に到達しても、現行の妻への遺族厚生年金は無期給付であるために、**子が高校卒業後、大学や専門学校に進学している間**も、遺族厚生年金による**1人親家庭への支援が継続**しています。7月30日の提案では、子が18歳年度末に達した時点で、子に対する遺族基礎・遺族厚生年金も終了するので、その世帯に対する遺族年金が終了してしまうという問題点があり、一定期間の給付の継続の必要性を指摘する意見が出ていました。

今回の見直し案では、そのような問題点が解消されており、妥当な案と考えます。

（6）男女差の解消に伴って中高齢寡婦加算も段階的に廃止

中高齢寡婦加算は、遺族厚生年金の受給権を取得した当時 40 歳以上 65 歳未満である中高齢の寡婦については、その後に就労することが困難であることに着目して、遺族基礎年金が支給されない場合に、**受給権発生から 65 歳（老齢基礎年金の受給開始年齢）**に達するまでの間に、**遺族基礎年金の４分の３の額**（令和６年度は年額 612,000 円）を、**遺族厚生年金に加算**するものです。

中高齢寡婦加算は、主たる家計の担い手が夫であり、夫と死別した妻がその後就労することが困難である社会経済状況を背景に設計されたもので、**女性の就業の進展等**を踏まえ、かつ、**年金制度上の男女差を解消**すべきという観点から、見直し案では、**激変緩和の観点から十分な経過措置**を設けつつ、将来に向かって**段階的に廃止**するとしています。

段階的廃止の方法は、図表７のとおり、施行日以降に新規発生する中高齢寡婦加算は、**新規発生する年度に応じて徐々に減らした加算額**とし、**受け取り始めた時点の加算額は、受け取り終了まで変わらない**、という方法です。

図表7　男女差の解消に伴う中高齢寡婦加算の段階的廃止（遺族厚生年金）

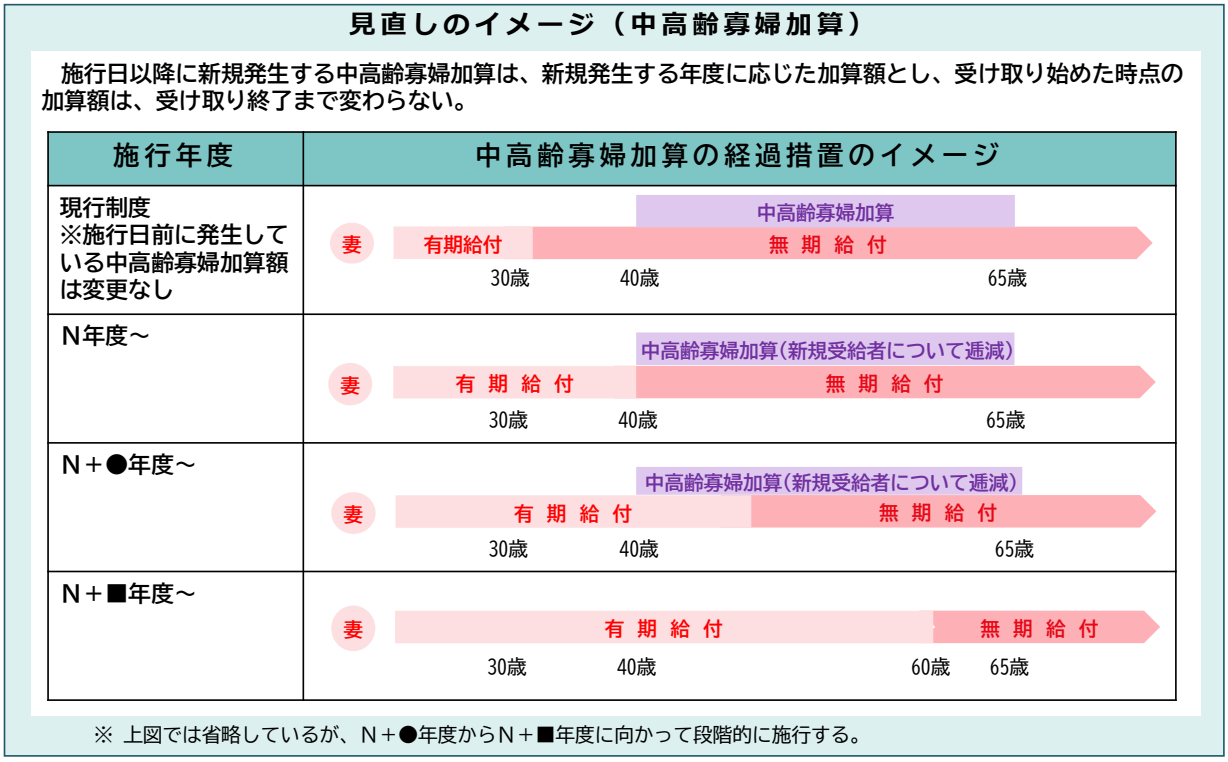

（2024年7月30日 年金部会 資料4、p８より抜粋）

（7）有期給付化は施行日に 40 歳未満の世代で 20 年かけて段階的に進める

有期給付化の段階的な施行のイメージは、図表８及び図表９のとおりです。

改正の施行日（図では N 年度）に、①新たに **60 歳未満の夫を有期給付の支給対象に追加**、②**妻の有期給付対象年齢を 30 歳未満から 40 歳未満に引上げ**、③**有期給付加算の創設**、④**中高齢寡婦加算額の新規受給者からの減額の開始**、を行います。

そして、妻の有期給付対象年齢は、対象を生年月日で固定することにより、毎年度１歳ずつ上がり、**20 年経過（N+20 年度）**すると、**60 歳未満での死別については、5 年の有期給付が適用**されるようになり、**年齢要件の男女差が解消**する仕組みです。

一方、**中高齢寡婦加算の減額**については、40 歳以上 65 歳未満である中高齢の寡婦に支給するという対象年齢は維持した上で、**新規発生する年度に応じて徐々に減らした加算額**（受け取り始めた時点の加算額は、受け取り終了まで変わらない）とする方法とし、**改正の施行日に 40 歳であった人が 65 歳に到達する 25 年後（N+25 年度）**に、**新規の中高齢寡婦加算が終了**する仕組みです。

20 年、25 年の長い時間をかけて移行していくものであり、その間に、**女性の就労状況はさらに改善**していくと考えられます。

図表8

有期給付化の具体的な施行イメージ（その１）

○　施行日から、新たに60歳未満の夫を有期給付の遺族厚生年金の対象に加えることを検討する。また、子のない妻の有期給付の対象年齢を施行日から40歳に引き上げ、その後、相当期間をかけて段階的に対象年齢を引き上げることを検討する。

○　施行日から、有期給付の遺族厚生年金を対象とする有期給付加算（仮称）を加算することを検討する。

○　中高齢寡婦加算は施行日以降、年度ごとに加算額を段階的に逓減し、最終的に廃止することを検討する。その上で施行日以降に新規発生する中高齢寡婦加算は、新規発生する年度に応じた加算額とし、受け取り始めた時点の加算額は、受け取り終了まで変わらない。

施行年度	遺族厚生年金の受給権取得当時の年齢別　受給する遺族給付のイメージ
現行制度	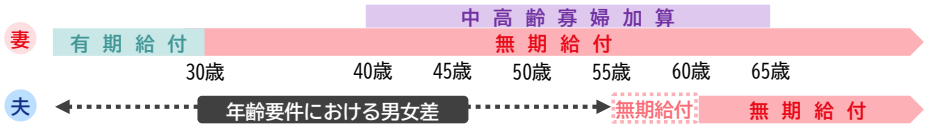
N年度～ ① 新たに60歳未満の夫を有期給付の支給対象に追加 ② 妻の有期給付対象年齢の段階的引き上げ開始 ③ 有期給付加算（仮称）創設 ④ 中高齢寡婦加算額の見直し	
N＋５年度 ② 妻の有期給付対象年齢の段階的引き上げ	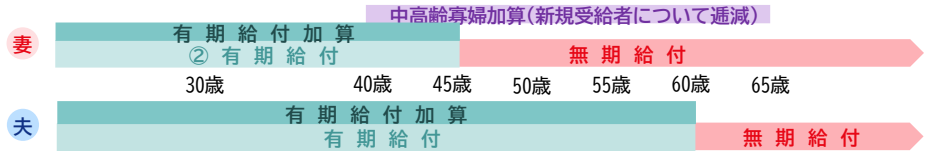

（2024年7月30日 年金部会 資料4、p10）

図表9

有期給付化の具体的な施行イメージ（その２）

施行年度	遺族厚生年金の受給権取得当時の年齢別　受給する遺族給付のイメージ
N＋10年度 ② 妻の有期給付対象年齢の段階的引き上げ	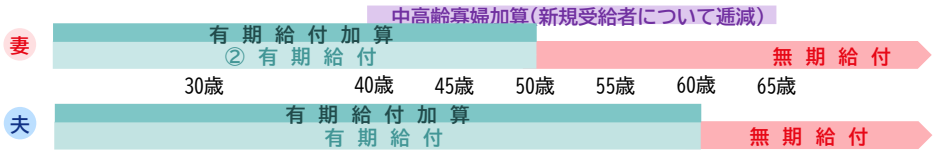
N＋15年度 ② 妻の有期給付対象年齢の段階的引き上げ	
N＋20年度 ○年齢要件の男女差の解消	
N＋25年度 ※次期改正における最終的な姿 ○新規の中高齢寡婦加算終了	

（2024年7月30日 年金部会 資料4、p11）

2. 親と同居する子に対する遺族基礎年金の支給停止規定の見直し

遺族基礎年金は子を抱える配偶者や自ら生計を維持することができない子に対し、生活の安定を図ることを目的とする給付です。しかし、現行制度では、**子に対する遺族基礎年金**は、**父又は母と生計を同じくするときは支給停止**されています。

これは、生計を同じくする父又は母があるならば、子はその父又は母によって養育され、遺族基礎年金の支給は必要ないと考えられるからとされています。

その一方で、**子に対する遺族厚生年金**には、生計を同じくする父又は母があることによる**支給停止規定は存在していません**ので、**これと異なる扱い**となっています。

また、離婚の増加等の子を取り巻く家庭環境の変化を踏まえると、**配偶者に遺族基礎年金の受給権が発生しない場合**において、**子の生活の安定を図る遺族基礎年金の目的**を達するためには、子が置かれている状況によって遺族基礎年金の支給が停止される不均衡の解消を図ることが必要です。

年金局が示した見直し案では、図表 10 のとおり、**自らの選択によらない事情で子が置かれている状況によって遺族基礎年金が支給停止されることのないよう**に、**生計を同じくする父又は母があることによる支給停止規定を見直し**、子に遺族基礎年金が支給されるように見直すとしています。

父が亡くなって、子が母に育てられているときは、母に遺族基礎年金が支給されますので、子の支給停止は問題ありませんが、例えば、**「元配偶者に引き取られた場合」**では、生計同一の母（又は父）があるために子に対する遺族基礎年金が支給停止となる一方、離婚した元配偶者には遺族基礎年金の受給権がないため、子から見れば死別の母子（父子）家庭でありながら、このような世帯には、遺族基礎年金が支給されません。

このほか、**「遺族配偶者が再婚した場合」**、**「直系血族（又は姻族）の養子になった場合」**、**「遺族配偶者が収入 850 万以上の場合」**も、支給停止となります。

見直し案では、これらの４つのすべてのケースで、子に遺族基礎年金が支給されるように見直すとしており、妥当な案と考えられます。

図表10　**親と同居する子に対する遺族基礎年金の支給停止規定の見直し**

○自らの選択によらない事情で子が置かれている状況によって遺族基礎年金が支給停止されることのないように、下記のケースのような生計を同じくする父又は母があることによる支給停止規定の見直しを検討する。

※子に対する遺族厚生年金には、生計を同じくする父又は母があることによる支給停止規定は存在しない。

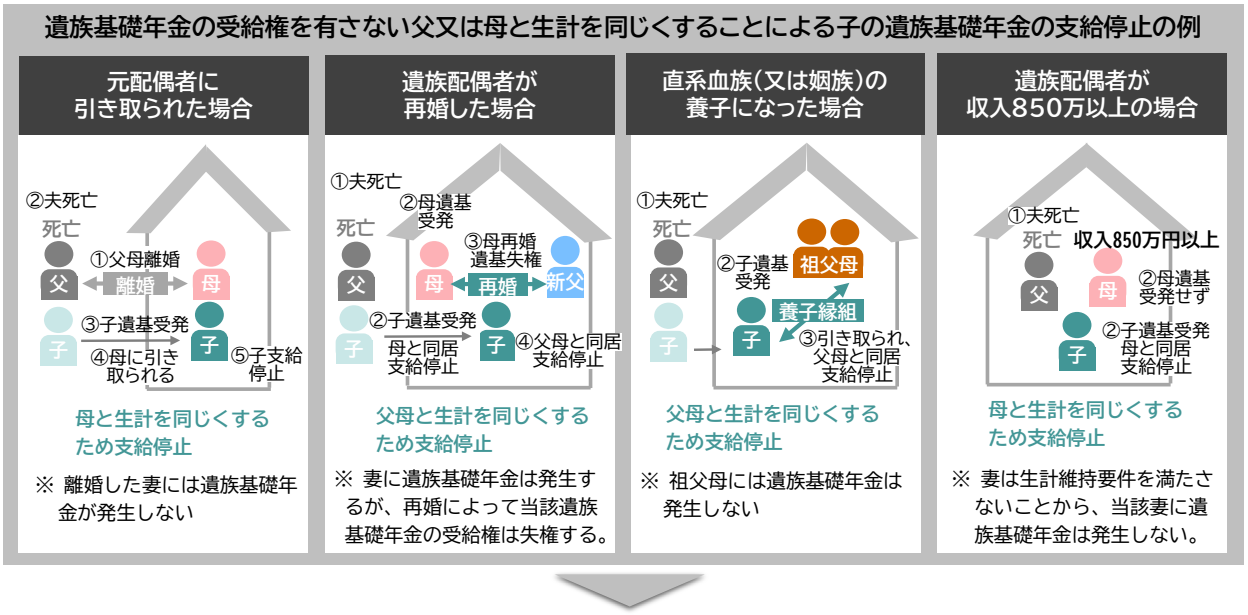

（2024年12月10日 年金部会 資料3、p17（一部省略）

3．遺族年金の受給権があっても老齢年金の繰下げ受給を可能とする見直し

12 月 10 日の年金部会では、新たな改正項目として、図表 11 のとおり、遺族厚生年金の受給権者の老齢年金の繰下げ申出を可能とする見直し案が示されました。

現在の繰下げ制度では、**既に他の公的年金（障害給付や遺族給付）の受給権がある人は、老齢年金の繰下げ受給の制度は利用できない**仕組みとなっています。特に残念との意見があるケースは、厚生年金加入期間が長い人が、厚生年金加入期間が少ない配偶者を早く亡くしたときです。

例えば、専業主婦や厚生年金が適用されない働き方だった妻が、若いときに短い期間だけ厚生年金に加入していた場合も、少額ですが夫に遺族厚生年金の受給権が発生します。現行制度でも、遺族厚生年金は、夫についても、妻の死亡時に 55 歳以上の場合には 60 歳から支給されます。

共働きであった場合も、老齢厚生年金と遺族厚生年金の併給調整では、本人の老齢厚生年金が優先されますので、**老齢厚生年金の額が遺族厚生年金の額よりも多いとき**は、**遺族厚生年金は全額が支給停止**です。

このような場合でも、法律上は、受給権が生じているため、繰下げ制度を利用できません。65 歳より前の死別の場合は、遺族厚生年金の実際の受給期間が短いながらも生じますが、**65 歳以降の死別の場合は、遺族厚生年金の実際の受給がなくても、繰下げ制度を利用できない**ケースが生じます。

今回の見直し案では、高齢者の就労が進展し、今後繰下げ制度の利用者が増える可能性がある中で、**年金を増額させたいという受給者の選択を阻害しない観点**から、**遺族厚生年金受給権者による老齢年金の繰下げ申出を可能**とし、①**老齢基礎年金**については、**繰下げ申出を認める**、②**老齢厚生年金**については、**繰下げ申出前に遺族厚生年金の請求を行わない場合**には、**繰下げ申出を認める**、という案が示されました。

この論点については、本連載の第 8 回の 4（2）でも、遺族厚生年金の少額の受給権があると、老齢年金の繰下げが制度を利用できないという論点として紹介しました。実務の現場で問題が生じており、改正して欲しいという意見がありましたので、今回の見直し案は妥当と考えます。

図表11　**遺族厚生年金受給権者の老齢年金の繰下げ申出の見直し案**

○ 現行制度では、遺族厚生年金の受給権者は、老齢（基礎・厚生）年金の繰下げ受給はできない。
○ 高齢者の就労が進展し、今後繰下げ制度の利用者が増える可能性がある中で、年金を増額させたいという受給者の選択を阻害しない観点から、遺族厚生年金受給権者による老齢年金の繰下げ申出を可能とすることを検討。
・老齢基礎年金については、繰下げ申出を認める。
・老齢厚生年金については、繰下げ申出前に遺族厚生年金の請求を行わない場合には、繰下げ申出を認める。

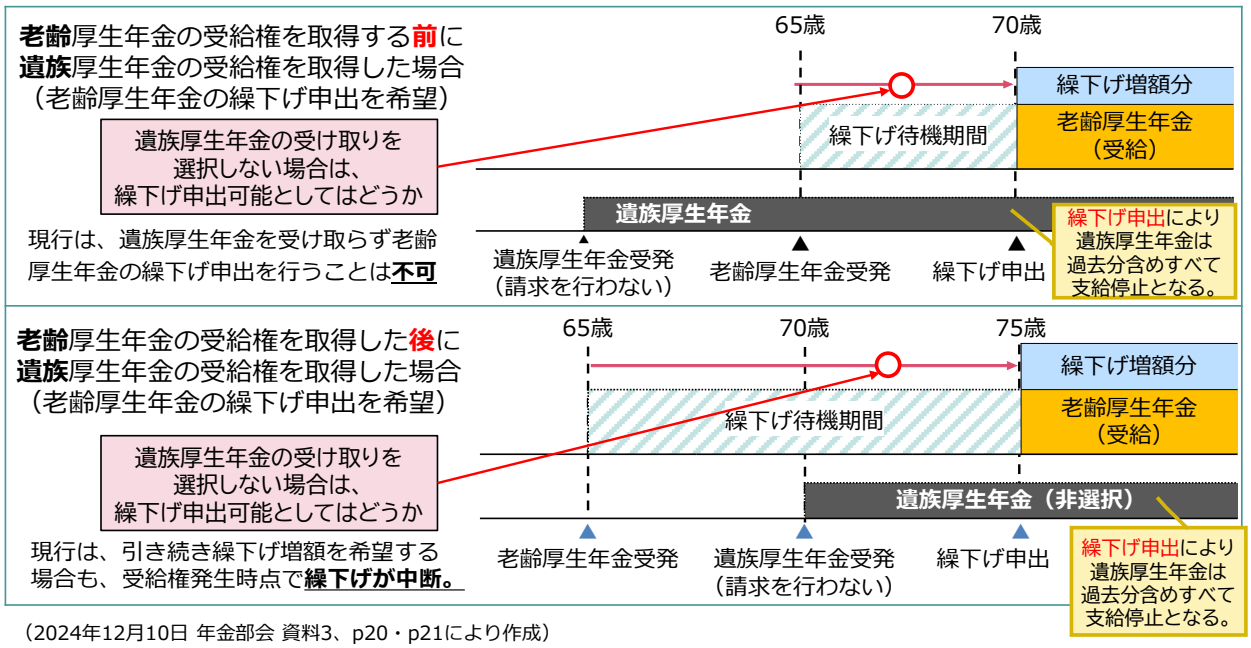

（2024年12月10日 年金部会 資料3、p20・p21により作成）

4. 寡婦年金、死亡一時金は、現状維持とし引き続き検討

寡婦年金は、国民年金法の独自給付で、**掛け捨て防止**の観点と、**老齢年金支給開始前に死別した寡婦に対する生活保障**の観点から、保険料納付期間に応じた額を、寡婦に対し **5 年の有期年金として 60 歳から支給**するものです。

支給要件は、妻が、夫の死亡当時、65 歳未満であり、夫によって生計を維持され、かつ、夫との婚姻関係が 10 年以上継続したこと、夫が老齢基礎年金や障害基礎年金の支給を受けたこ

とがないこと等です。給付額は、老齢基礎年金の計算方法により計算した額の 4 分の 3 の額です。

7 月 30 日の年金部会で提示された見直しの方向性では、国民年金の寡婦年金も、主たる家計の担い手が夫であり、夫と死別した妻がその後就労することが困難である社会経済状況を背景に設計されたものであり、**女性の就業の進展**等を踏まえ、かつ、年金制度上の**男女差を解消**すべきという観点から、十分な経過措置を設けつつ、将来に向かって**段階的に廃止することを検討**とされていました。また、その代わり、国民年金の**死亡一時金**について、**足下の葬祭費用の状況を踏まえて見直しを検討**とされていました。

12 月 10 日の年金部会で提示された見直し案では、寡婦年金については、男女差を解消する観点から見直しが必要であるとの意見がある一方で、**寡婦年金の支給期間である 60 代前半の生活実態は様々**であると考えられ、60 代前半の生活実態を踏まえて遺族に対する保障の在り方について更なる検討が必要であることから、**寡婦年金の取扱い**については、**将来的な廃止を含めて引き続き検討事項**としてはどうか、また、**死亡一時金の取扱い**についても寡婦年金の取扱いと合わせて、**引き続きの検討事項**としてはどうかとされ、今回の改正では現状維持とし、継続検討とされました。

12 月 10 日の年金部会で提示された上記のそれぞれの見直し案については、委員から年金局の提案の方向性で了解されました。

※今回とりあげたテーマについては、筆者の書籍「年金制度の理念と構造―より良い社会に向けた課題と将来像」（社会保険研究所、2024 年 4 月 23 日新刊）の第 11 章（遺族年金のし仕組みと課題）でも論じています。

※本稿は、「年金時代」（社会保険研究所）に、2024 年 12 月 19 日付けで掲載されたものです。

【筆者プロフィール】高橋俊之（たかはし としゆき）
1962 年東京都生まれ。1987 年東京大学法学部卒。厚生省入省。2004 年から 2008 年まで社会保険庁で総務課企画官・企画室長。2015 年から内閣府で大臣官房審議官（経済財政運営・経済　社会システム担当）。2017 年から厚生労働省で年金管理審議官、2019 年から年金局長。2019 年の財政検証、2020 年の年金制度改正法案などを担当。2022 年 6 月厚生労働省退官。同年 10 月より三井住友銀行顧問、株式会社日本総合研究所特任研究員。日本年金学会会員